

あけぼの

上越市立直江津南小学校

人権強調週間

新潟県教育委員会では、平成22年9月1日に制定した「新潟県人権教育基本方針」に基づき、平成22年度から毎年、12月4日から12月10日を「人権教育強調週間」として設定しています。そして、その前後に、各学校において人権教育に関する授業等に取り組むことを通じて人権意識の高揚を図っています。当校では11月9日（月）から20日（金）を校内人権教育強調週間とし、さらに、今年度は11月9日を当校の「人権の日」に設定し、1～4年生では、以下のような学習をしました。また、5・6年生と保護者、地域の方、教職員を対象に、徳島県人権エンタメ集団「友輝」リーダーの中倉茂樹さんを講師にお迎えし、ご講演いただきました。

1年生「ぼくもしたい」：遊びに「入れて」と言ったけれど「だめ」と言われ、周りも見ているだけだった登場人物の気持ちについて考え、仲間外しを許さない気持ちと自分たちで解決しようとする気持ちを高めました。

3年生「ぼくのいいところ」：友達のいいところを探す大切さや自分のいいところを探す大切さについて考え、友だちのいいところ探しを行いました。自分のことが好きになったと振り返る子もいました。

2年生「たかしさんのズボン」：いじめられている人のつらさや悲しみを知りながら、からかいに同調する、知らん顔をするなどいじめる側の立場になってしまうことを学び、正しいと思ったことを勇気をもって言えるようになろうと心に刻みました。

4年生「ゲームだったらいいの」：オンラインゲームをきっかけに起きた仲間外しでの言動について、自分事としてどう向き合うべきか、自分は何を大切にしていけるかを考え、相手の気持ちを考えた言動が必要で、差別的な言動はしないと改めて決意しました。



他にも、「いじめ見逃しゼロスクール」の取組として、学校で多いトラブルについて、解決策を学級やわくわくチームで考えたりしました。

人権強調週間が終わっても、子どもたちが、自分自身の、そして一人一人の人権を大切に生活できるように、取り組んでいきます。

小学生の頃にいじめを受けたご自身の経験や、高校時代に人とのつながり、心のつながりができた体験等を基に、本当の仲間とつながることができたときに感じた「ぬくもり」や人権学習の深さなどをお話してくださいました。また、「いじめられている子はメッセージを出している」「差別心はだれの心の中にもある。」「自分にも差別心はある。」「自分に差別心があることを認め、自分の弱さを話せることで心と心がつながる、そして強い自分になっていける。」「心の汗を流した人ほど成長する。」と、繰り返しお話しされました。

校外学習で 秋を満喫

2学期になり、新生活様式にのっとった学校生活が順調に進んでいます。運動会、マラソン大会の学校行事、そして、各学年も3密を避けながら1学期に実施できなかった校外学習を10・11月に実施してきました。ちょうど赤とんぼや紅葉の時期と重なり、秋を満喫することができました。

1年生 「秋となかよし 金谷山」

金谷山で栗を見つけたり、きれいな落ち葉を見つけたりとたくさん秋の自然を見つけました。風が吹き、ひらひら落ちてくる落ち葉を見て、「わあ！きれい！」「春の桜もきれいだけど、落ち葉もこんなにきれいなんだ」と大喜びする様子も見られました。秋とたくさん触れ合い、「あきとなかよし」になりました。

2年生 「読書と科学の秋 高田公園・高田図書館・上越科学館」

地域探検のしめくりとして、高田公園や、リージョンプラザに出かけました。高田公園では遊具で遊んだり、高田図書館では読書をしたり小川未明コーナーを見学したりしました。上越科学館では館内で恐竜を見たり、屋外で自転車に乗ったりしました。楽しい体験を通して、公共施設の正しい使い方も学びました。

3年生 「市内の施設巡り ジムリーナ・大潟水と森公園」

大潟水と森公園での自然散策や体を動かす活動では、広い場所でのびのびと体を動かし、赤とんぼを追いかけてたり捕まえたりすることができました。散策をしたりお弁当を食べたりして、友達と楽しむ様子も見られました。また火力発電所やジムリーナ、謙信公武道館を見学して、自分たちが住んでいる地域について学習を深めました。

4年生 「体操体験 ジムリーナ」

当日はトランポリンの全日本代表合宿が行われていました。東京オリンピックに内定している選手もいて、日本のトップレベルの選手の技を肌で感じることができました。また、床運動や跳び箱、スラックラインの体験では、講師の方からコツを教えてくださいました。全国屈指の体育施設で貴重な体験ができました。

5年生 「川の流れ観察 苗名滝・船見公園」

理科の「流れる水のはたらき」の学習で、関川を上流から下流に沿って見学し、川の幅や石と砂の様子、流れの速さなどを観察しました。苗名滝では、山の紅葉のきれいな様子や滝の迫力に感動し、船見公園では、広々とした河口の様子や砂が堆積して砂浜を形成している様子を見ながら、秋晴れの一日を満喫しました。

6年生 「地層観察と化石採集

浜徳合露頭・弁天岩・フォッサマグナミュージアム」

理科の「大地のつくりと変化」の学習で、浜徳合露頭の砂岩泥岩互層、弁天岩、フォッサマグナミュージアム、ヒスイ海岸で石探しを行いました。実際に浜徳合の露頭で地層を削って確かめたり、フォッサマグナミュージアムでフォッサマグナの成り立ちを見たり化石を探したりして、学びを深めました。

※来月から各学年の生活科・総合的な学習の時間の活動を紹介します。

がんばりました！校内マラソン大会

校内マラソン大会が、11月5日（木）に晴天の下、関川沿いコースで実施されました。例年より1カ月遅れの実施でしたが、長い距離を思いっきり走るには程よい気温でした。10月にはランニングカードをもとに全校で持久走に取り組んでき、その成果でみんな最後まで力いっぱい走ることができました。今年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、低・中・高学年に分かれて学年部ごとに実施しました。また、スタートを1組10人程度に分け時間差でスタートするように工夫しました。実施に当たり、ボランティアの皆様、応援の皆様、たくさんの方から声援をいただき、子どもたちの大きな励みになりました。ありがとうございました。

12月の行事予定

日	曜	行事予定	給
1	火	個人面談 (12:50 下校) 児童朝会 ALT	○
2	水	個人面談 (12:50 下校)	○
3	木		○
4	金	カウンセラー 作品展 (11/30~12/4) ALT	○
5	土		×
6	日		×
7	月	委員会	○
8	火	全校朝会 ALT	○
9	水	カウンセラー	○
10	木		○
11	金	地域子ども会・集団下校 ALT	○
12	土		×
13	日		×
14	月	ベルマーク	○
15	火	ALT	○

日	曜	行事予定	給
16	水		○
17	木		○
18	金	ALT	○
19	土		×
20	日		×
21	月		○
22	火	給食後下校 ALT	○
23	水	給食後下校	○
24	木	2学期終業式	×
25	金	冬季休業 (~1月7日)	×
26	土		×
27	日		×
28	月		×
12月29日~1月3日 閉庁日			

人権コーナー

障害者差別解消法について知っていますか？

障害者差別解消法（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）は、障害のある人への差別をなくすことにより、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることのない社会の実現を目指し、平成28年4月1日より施行されている法律です。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります。

「不当な差別的取扱い」とは、

「障害がある」という理由だけで、スポーツクラブに入れないこと。アパートを貸してもらえないこと。車いすだからといってお店に入れないこと。などは障害のない人と違う扱いを受けているので「不当な差別的取扱い」と考えられます。ただし、他に方法がない場合などは「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」とは、

聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないこととなります。障害のある人が困っている時に、その障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらおうことを「合理的配慮」といいます。障害者差別解消法では、役所や会社、お店などが障害のあるひとに「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

※ 「不当な差別的取扱い」は役所も会社・お店なども禁止されています。「合理的配慮」は、役所は必ずしなければなりません。しかし、会社やお店などは障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。（会社やお店が合理的配慮をするためには費用がかかりすぎることもあります。その場合、他に工夫できることはないか考えてもらうことが大切になります。）

ご存じですか？ ヘルプカード

ヘルプカードは障害のある人が困った時に、必要な支援を求めるためのカードです。障害のある人が、災害時や緊急時、体調不良などで手助けが必要な時にこのカードを提示することで「支援が必要な人」と「手助けする人」をつなぎます。障害のある人へは上記のように役所や会社・お店などがする合理的配慮を行うとともに、私たち一人一人が障害のある人への困り感に寄り添うことが大切です。しかし、一見、障害によっては目に見えにくいものもあります。このヘルプカードが障害のある方との架け橋になります。このヘルプカードの周知と使用拡大を今後ますます推進していくことが大切です。このカードを見たら「何かお困りですか」「お手伝いしましょうか」の声掛けをしていきましょう。



直江津中学校区は、文部科学省委託人権教育研究推進事業の3年次となります。本年度は委託の最終年度となり、これまでの取組の総決算となります。この「人権コーナー」を活用して、本取組を紹介していきたいと思っております。